

松本市告示第97号

松本市小規模自転車駐車場整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年3月29日

松本市長 臥雲 義尚

松本市小規模自転車駐車場整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車利用者が市街地へ気軽に来街できるよう、まちなかの駐輪環境の向上を図るため、事業者が来客に供するために行う自転車駐輪施設の整備等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則(昭和37年規則第16号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11の2号に規定する自転車をいう。
- (2) 市街地 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた市内の近隣商業地域及び商業地域をいう。
- (3) 事業者 中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条に規定する業種を営む事業者をいう。
- (4) 自転車駐輪施設 来客に供するための自転車駐輪施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、事業者のうち次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市街地において事業を実施していること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 事業所の施設面積が300平方メートル以下であること。
- (4) 松本市暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費及び補助率等は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率等
自転車駐輪設備(サイクルラック、看板、柵)の購入費(自営工事に係る自転車駐輪設備以外の材料費を除く。)	補助対象経費の4分の3以内。ただし、5万円を限度とする。
施工業者が行う自転車駐輪施設の整備に係る工事費	補助対象経費の4分の3以内。ただし、30万円を限度とする。

2 前項の規定により、算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、松本市小規模自転車駐車場整備事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 市民税の納税証明書

- (2) 見積書、カタログその他補助対象経費の内容と金額の内訳が分かるもの。ただし、工事を伴う場合は、施工予定業者が発行した見積書
- (3) 設置予定箇所の位置図
- (4) 施工図面（工事を伴う場合に限る。）
- (5) 建物全体及び設置予定箇所の現況写真
- (6) 登記事項証明書、賃貸借契約書等（施設を所有し、管理し、又は使用していることを証する書類）
- (7) 施設所有者又は管理者の工事承諾書（申請者が申請に係る施設の所有者又は管理者ではない場合に限る。）
- (8) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条又は同法第6条の2に規定する確認済証（建築確認申請を要する建築物の新築・増築・改築・移転・用途変更等をする場合に限る。）
- (9) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による申請は、設備を設置し、及び設備を整備する事業所1箇所につき1回を限度とする。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、松本市小規模自転車駐車場整備事業補助金交付決定書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（変更申請等）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第5条の申請内容に変更が生じたとき又は中止しようとするときは、松本市小規模自転車駐車場整備事業変更・中止承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更・中止承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、松本市小規模自転車駐車場整備事業変更承認通知書（様式第4号）又は松本市小規模自転車駐車場整備事業中止承認通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、第6条の規定により交付決定された事業（以下「補助事業」という。）が完了したときは、松本市小規模自転車駐車場整備事業実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 設置箇所の写真
- (3) 建築基準法第7条又は同法第7条の2に規定する検査済証（建築確認申請を要する建築物の新築・増築・改築・移転・用途変更等をする場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による報告は、補助事業の完了日から起算して30日を経過する日又は第6条に規定する交付決定の日に属する会計年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、松本市小規模自転車駐車場整備事業補助金確定通知書（様式第7号）により、補助業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して10日を経過する日までに、松本市小規模自転車駐車場整備事業補助金交付請求書兼口座振込依頼書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して2年間は、補助事業により取得した財産を、当該補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、松本市小規模自転車駐車場整備事業財産処分承認申請書(様式第9号)を市長に提出し、承認を受けたときは、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、その結果を補助事業者へ通知するものとする。この場合において、市長は、交付した補助金の全部又は一部を返還する必要があると認めるときは、補助事業者に当該補助金の返還を命ずるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(失効等)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第6条の規定により交付を決定した補助金については、この告示は、同日以後も、なおその効力を有する。